

年末年始地域ささえあい助成事業実施要綱

1 目的

歳末たすけあい運動の一環として、いわき市内で福祉活動を行う団体を支援し、住民参加による助け合いを促す事業に助成することで、福祉活動の活性化を図ることを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人いわき市社会福祉協議会

3 助成対象団体

歳末たすけあい募金の趣旨に合致する事業を行う次の団体

- (1) いわき市内に所在し、事業を計画的に遂行できる能力を有し、営利、政治、思想の普及及び宗教活動を目的としていない団体
- (2) 地域福祉の推進及び生活支援を目的とするNPO法人、いわき市ボランティア活動センターに登録している団体
- (3) 住民ささえあい事業の第三層協議体

4 助成事業内容

地域福祉向上が期待できる事業で、公費ならびに公的団体等から支援を受けて行う事業など、他の補助金、助成金と重複しないもので、令和8年12月1日以降に実施し、令和9年1月31日までに終了する事業

5 助成対象活動

- (1) 生活困窮家庭などの生活を支援する活動
(フードバンク・フードパントリー・弁当配布・子ども食堂・学習支援等)
- (2) ひきこもり支援・不登校児のための居場所づくり
- (3) 要介護者等の見守り支援
(高齢者等の友愛訪問・住民支え合い事業の第三層協議体等)
- (4) その他

※対象外となる活動

- ・応募前に実施した事業
- ・学校やPTA活動、部活、スポーツ少年団、同窓会など関係者のみで行う事業
- ・老人クラブやつどいの場等の会員のみで行う事業
- ・まちおこし、産業振興等を目的に行う事業

- 企業が行う事業
- その他

6 助成対象費用

費目	使途	備考
食糧費	食材費、食事、弁当、茶菓子	
印刷費	チラシ印刷、資料印刷	
通信費	切手代、送料代	
会場代	会場借り上げ料	公民館・集会所等
講師謝金	外部講師への謝金	5,000 円以内(旅費を含む)
消耗品費	使い捨て食器、衛生用品等	
その他	その他必要経費	

※個人へ支給するものについては、1 人あたりの合計が 1,000 円以内とする。

※その他必要経費については要相談とすること。

※対象外経費

- 活動時のボランティア等への手当、謝礼等
- アルコール飲料、ノンアルコール飲料
- 銀行送金手数料
- 団体の運営全体に係る保険料

7 助成金額

1 団体当たり、5 万円以内（千円未満切り捨て）。

但し、社会福祉法人は申請事業費の 50%を、NPO 法人は申請事業費の 80%を上限とする。

※歳末たすけあい募金が財源のため、募金実績や申請団体の件数により、申請満額を助成できない場合がある。

8 申請方法

年末年始地域ささえあい助成事業申請書及び計画（別紙様式 1 及び 1-2）に必要事項を記入し、本会会長に提出する。

9 申請期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 10 月 30 日（金）まで（市社協必着）

※期限厳守

（社会福祉協議会の各地区協議会でも受付可）

10 助成金の配分決定

事務局にて審査を行い、歳末たすけあい募金を財源とする当該年度の予算の範囲内で

交付する。

結果通知は、市社協より送付し、助成金は指定口座に振り込む。

11 助成の明示

助成金の交付を受けた場合は、活動の際に「歳末たすけあい募金」を活用していることを明示及び表示すること。

12 実施報告

配分事業実施後、14 日以内に領収証又はレシート等の原本を添付し、年末年始地域ささえあい助成事業報告書(別紙様式 2)を提出する。

13 配分金の返金

完了報告書受理後、市社協にて内容を確認し、助成対象外経費が認められた場合、または、申請額を下回った場合等は速やかに指定口座へ返金する。

14 その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年9月1日より施行する。
 この要綱は、令和8年9月1日より施行する。

〈継続して申請する団体のみなさまへ〉

本助成事業は、いわき市内の福祉団体やボランティア団体等が歳末時期に実施する、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるように取り組む福祉活動に助成しています。

年々、申請件数は増加していますが、さらに広く周知を行い、上記活動に取り組む多様な団体への支援を行い、支え合いの輪を広げていく観点から、募金実績や申請状況によっては新規団体を優先して決定します。

継続して申請を行う場合は、(1)継続する必要性、(2)助成金により活動がどう向上しているのか、(3)助成をきっかけに、貴団体が主体的に活動できる形になってきているか等を審査し、決定します。